87歳６月を超え88歳６月以下	3.9765	4.1021
88歳６月を超え89歳６月以下	3.6972	3.7495
89歳６月を超え90歳６月以下	3.4380	3.4226
90歳６月を超え91歳６月以下	3.1957	3.1198
91歳６月を超え92歳６月以下	2.9670	2.8370
92歳６月を超え93歳６月以下	2.7612	2.5756
93歳６月を超え94歳６月以下	2.5658	2.3370
94歳６月を超え95歳６月以下	2.3695	2.1197
95歳６月を超え96歳６月以下	2.2107	1.9241
96歳６月を超え97歳６月以下	2.0399	1.7481
97歳６月を超え98歳６月以下	1.8976	1.5862
98歳６月を超え99歳６月以下	1.7574	1.4463
99歳６月を超え100歳６月以下	1.5990	1.3237
100歳６月を超え101歳６月以下	1.4266	1.2309
101歳６月を超え102歳６月以下	1.1392	1.0395
102歳６月を超え103歳６月以下	1.0400	1.0400
103歳６月を超えるとき	0.5414	0.5414

別表第３

年齢	性別	
	男子	女子
６月以下	14.4843	14.3794
６月を超え１歳６月以下	13.9407	13.9004
１歳６月を超え２歳６月以下	13.3356	13.3342
２歳６月を超え３歳６月以下	12.6792	12.6998
３歳６月を超え４歳６月以下	11.9828	12.0102
４歳６月を超え５歳６月以下	11.2559	11.2858
５歳６月を超え６歳６月以下	10.5067	10.5358
６歳６月を超え７歳６月以下	9.7374	9.7644
７歳６月を超え８歳６月以下	8.9481	8.9750
８歳６月を超え９歳６月以下	8.1389	8.1644
９歳６月を超え10歳６月以下	7.3111	7.3329
10歳６月を超え11歳６月以下	6.4645	6.4828
11歳６月を超え12歳６月以下	5.6007	5.6138
12歳６月を超え13歳６月以下	4.7179	4.7271
13歳６月を超え14歳６月以下	3.8161	3.8218
14歳６月を超え15歳６月以下	2.8942	2.8980
15歳６月を超え16歳６月以下	1.9520	1.9540
16歳６月を超え17歳６月以下	0.9879	0.9885
17歳６月を超え18歳未満	0.2483	0.2484

別表第４

支給期間	係数
10年	9.8731
９年以上10年未満	8.8968
８年以上９年未満	7.9181
７年以上８年未満	6.9370
６年以上７年未満	5.9534
５年以上６年未満	4.9673
４年以上５年未満	3.9788
３年以上４年未満	2.9878

○厚生労働省告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、別表第１第２章の２の(3)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１第２章の２の(3)中「14,600円」を「14,580円」に改め、同２の(5)中「69,960円」を「70,080円」に改め、同章の５中「42,990円」を「42,960円」に、「21,500円」を「21,480円」に改める。

別表第６の１の表中「258,000円」を「293,000円」に、「249,000円」を「262,000円」に改める。

別表第７の１の表中「在学する場合」の下に「（司法第３条第１項の高等学校等就学支援金が支給されるときは、これに限る。）」を加え、「30,000円」を「31,000円」に改める。

○厚生労働省告示第百六十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の別表第三に掲げる東京都の町田・デザイン専門学校を卒業した者については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三中「町田・デザイン専門学校　東京都」を「山手調理製菓専門学校　東京都」に、「大阪コミュニケーションアート専門学校　大阪府」を「大阪コミュニケーションアート専門学校　大阪府」に、「大阪調理製菓専門学校　大阪府」を「ｅｃｏｌｅ　ＵＭＥＤＡ　大阪府」に改める。